

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会  
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年9月10日発行・No.18

## 震災対策特別号

仮設住宅の家族状況調査  
県内避難者の集い

### 巻頭特集 仮設住宅の家族状況調査

## 「孤」— 家族が寄り添えない事情



いわき市の仮設住宅団地で見た光景。子供達が水鉄砲で水をかけ合い遊んでいる。通路の植木鉢は可憐な花を咲かせ、アスファルト施工された無機質な通路に潤いを持たせている。無邪気に遊ぶ子供達を、大人達は微笑みながら見守っている。

それは、どこにでもある日常の光景だし、子供達、大人達の当たり前の姿ではないだろうか。ただし、そこが仮設住宅でなければ、である。

孫が友達と一緒に庭先で遊んでいる。おじいさんは縁側に座り込み一服しながら子供達の姿に暖かい視線を送る。震災前はこんな光景が日常だっただろう。しかし、筆者自身が今まで訪問した仮設住宅では、この写真に見る光景は「初めて見る光景」だった。そう、震災前には、当たり前だった光景がそこでは消えていた。

群馬司法書士会は、震災以来、福島県内の仮設住宅を、これまで数十カ所訪問した。

訪問の目的は、震災関連の情報誌である「群馬司法書士新聞」を配布すること、および、仮設住宅に入居されている方々の様々な悩みに対応することである。

今回のいわき市の仮設住宅訪問にあたっては、それらの他に、「震災前と震災後（調査時点）の家族の変化」に関する調査を訪問の目的に追加した。それは、入居者の家族に震災後なにが起こったのかを数字で明確に捉えるためだ。

我々は、仮設住宅を訪問した際に、入居者の方々から、しばしば「家族がバラバラになった」と聞かされた。仮設住宅には年配の方が多いとの印象も持った。

今、仮設住宅で何が起きているのだろうか。今回の調査でその一端が数字という明確な形で明らかになった。以下はその調査結果である。

## 1 調査結果

### 概要

回答数	61世帯
調査方法	群馬司法書士会・兵庫県司法書士会所属の司法書士による聞き取り
質問	「震災前と震災後（調査時点）のあなたの家族の家族数を教えて下さい」
調査地	いわき市仮設住宅

### (1) 72%の家族に変化があった。

61世帯の内、震災前と調査時（24年8月）で家族数に変化があった入居者は44世帯・72%、家族数に変化がなかった入居者は17世帯・28%であった。

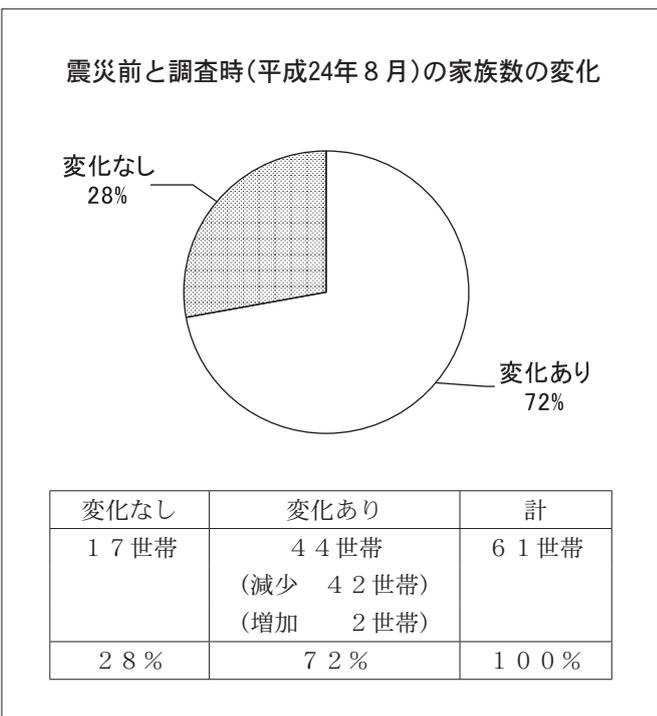
変化があった家族の内、家族数が減少したのは42世帯、増加したのは僅か2世帯であった。

言うまでもなく、この数字は、震災前・調査時という一時点の家族数を切り取ったもので、過程は省略されている。大震災から、人々は避難所・親戚あるいは知人と避難を繰り返し、やっと仮設住宅という、ささやかな安心を手に入れたのだ。避難の過程で、避難者の家族は離散・集合を何度も経験したのであろう。

回答者の一人である20代の若者は、我々につらい日々を語った。

「父親は親戚のもとへ、俺は仕事の関係で他に避難した。やっとのことで仮設住宅にあたった。帰宅困難地域ではないので、近いうちに自宅に戻れるだろう。」

数字は今の時点の様相を示しているのにすぎない。家族の離散・集合は、終息したわけではない。



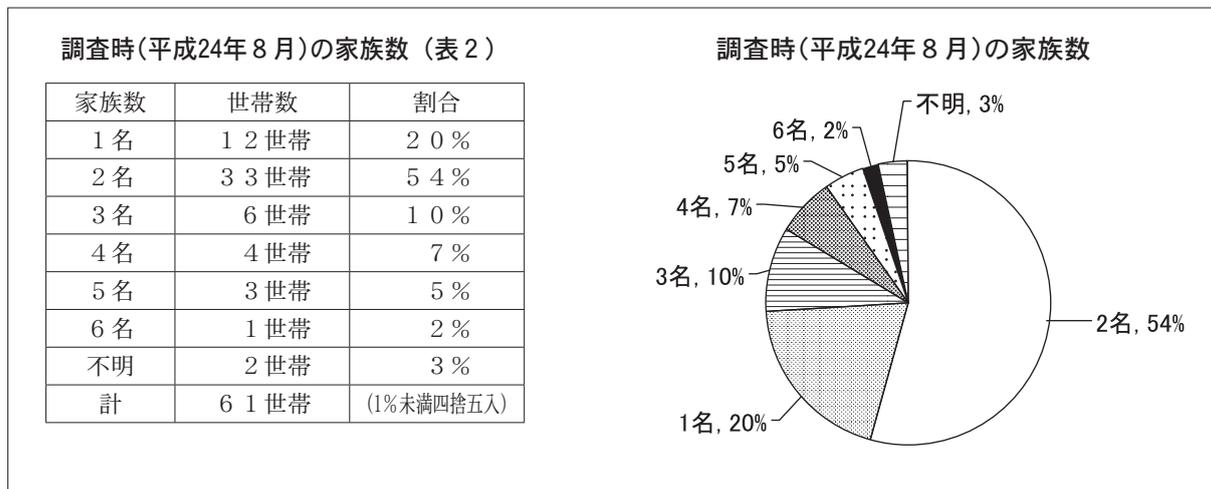
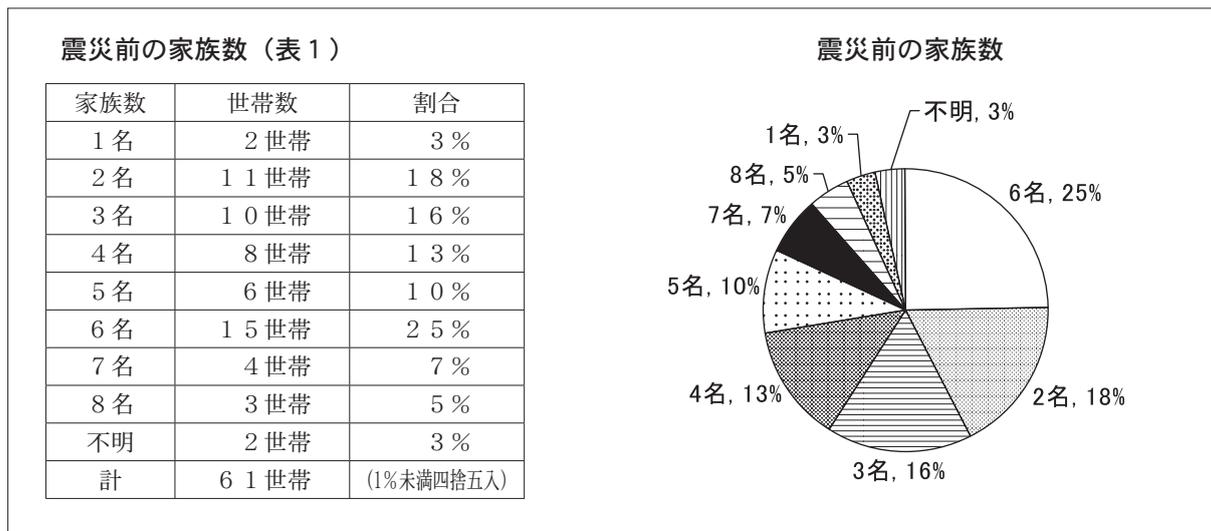
## (2) 大家族は、バラバラになった。

### ① 震災前の家族数の内訳（調査全体）

調査結果を詳しく見てみよう。

61世帯中、家族数6名の世帯が最も多く、15世帯、25%を占めていた。家族数が7名・8名といった家族もあり、6名以上大家族は調査世帯全体の37%・22世帯を占めている。

この結果を見ると、大家族が多いのに驚かされる。都市部では6名以上の家族を持つ家庭は少ないが、群馬県も含め、地方に行けば6人以上の家族構成の世帯は決して珍しくない。



### ② 調査時の家族の内訳（調査全体）

震災から一年数ヶ月が過ぎた。震災前、大家族を中心とした多彩な家族構成を持った被災地の人々の家族はどう変わったのだろうか。（表2）は、調査時の家族数を表している。

22世帯を占めた6名以上の大家族の割合は、わずか1世帯へと激減している。3～4名の家族も、その割合を減らしている。反対に、家族数が1人あるいは2人家族が激増し、全体の74%にも上っている。数字の上では、大家族が消滅し、家族の最小単位である独居・二人家族が新たに生まれたことになる。

③変化がない家族の内訳（調査全体）

家族数に変化がないと回答した17世帯の内、家族数1～2名の世帯は11世帯・65%を占める。6名以上の世帯は、僅か1世帯だ。

家族数に変化が起きなかった主な原因は、もともと変化が起きづらい、家族の最小単位である2名以下の家族が多かったということであろう。6名以上の大家族で、変化がなかったと回答したのは、1世帯にすぎない。

変化がない家族の内訳（表3）

家族数	世帯数	割合
1名	2世帯	12%
2名	9世帯	53%
3名	2世帯	12%
4名	3世帯	18%
6名	1世帯	6%
計	17世帯	(1%未満四捨五入)

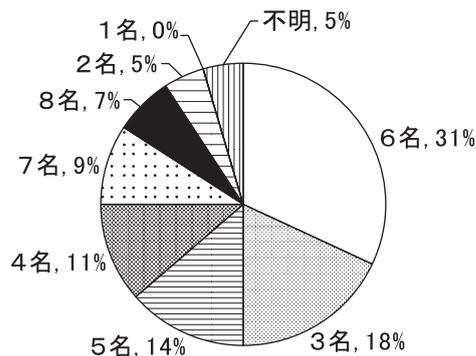
④変化があったと回答した家族の内訳（変化した家族のみ）

家族数の変化をより良く見るために、変化があったと回答した家族に絞ってその内訳を見よう。（表5）は、震災後の変化があった家族の内訳である。

変化があった家族の内訳（震災前）（表4）

家族数	世帯数	割合
1名	0世帯	0%
2名	2世帯	5%
3名	8世帯	18%
4名	5世帯	11%
5名	6世帯	14%
6名	14世帯	32%
7名	4世帯	9%
8名	3世帯	7%
不明	2世帯	5%
計	44世帯	(1%未満四捨五入)

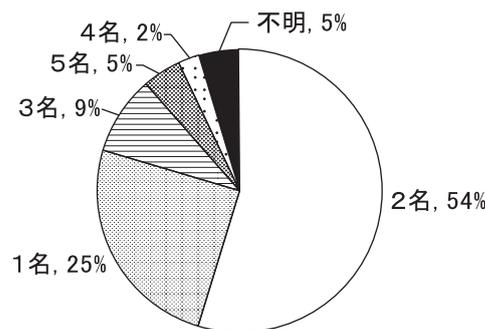
変化があった家族の震災前の家族数の内訳



変化があった家族の調査時（平成24年8月）の家族数の内訳（表5）

家族数	世帯数	割合
1名	11世帯	25%
2名	24世帯	55%
3名	4世帯	9%
4名	1世帯	2%
5名	2世帯	5%
不明	2世帯	5%
計	44世帯	(1%未満四捨五入)

変化があった家族の調査時（平成24年8月）の家族数の内訳



まず、震災前（表4）で気づくことは、2名から8名まで家族構成が多彩であったということだ。最多は、6名世帯であることは前述の全体の内訳と変わらない。1～2名世帯が極端に少なくなっているが、最小単位の家族は（表3）にその多くが含まれてしまうのだろう。変化のしようがないということだ。

それが震災後には激変し、多彩な家族構成から、1人あるいは2人家族が70%強を占める極端な少数家族の構成に変化する。

4～5名の家族も3世帯にすぎない。震災前、最多だった6名家族は、消滅してしまった。仮設住宅の物理的な制約から大家族の多くは、世帯の規模を縮小させ2世帯に分かれざるを得なかったのだろう。

しかしそうであるならば、数字上では、2名家族と同数の4名家族が生まれなければ数が合わない。つまり、2名家族の増加と4名家族の増加が同時に見られるはずなのだ。しかし、（表5）は、そうした結果にはなっていない。

2名家族（多くの場合は親夫婦であろう）は仮設住宅に入居し、4名家族（多くの場合は息子家族であろう）は、借上げ住宅等仮設住宅とは異なった環境に居住先を選んだのではないかと推測できる。

家族の分割は、2世帯への分割のみに留まっていない。入居者の一人は我々に、次のように現状を語った。

「震災前8人家族だったが、今は夫婦で暮らしている。息子は単身赴任、嫁と孫は千葉、息子夫婦の長男は東京で暮らしている。4ヶ所バラバラ。」

原子力災害に起因する家族の分割という現象は、夫婦＋子供という典型的な標準世帯さえバラバラにしてしまう場合もあるのだ。

### ⑤亡くなった方…3名

大震災から、調査時まで、3名の方が亡くなっていた。入院中の方は2名、施設に入所された方が1名いた。亡くなった方の年齢は80歳代。原因は全て病死。死亡の原因に震災や避難時の影響があったかどうかはわからない。

ある入居者に、死亡と原子力災害との関連性を尋ねた。

「歳だからな。」と、否定とも肯定とも取れる曖昧な答えが帰ってきた。避難者の方々は、数カ所の避難先を転々と移動する毎に、疲労が心や体に蓄積し体力が奪われていったことは間違いないだろう。しかし、実際のところ、関連性があるかどうかを尋ねられれば、近親者でも、確信を持って明確に答えることが難しいのが現状だろう。

死亡の原因が原子力災害と関連がある場合は、当然、損害賠償の対象となる。関連性があるかどうか、まず検討してみてもはどうだろうか（東京電力に対する損害賠償請求については、群馬司法書士新聞第6、7、13、14、16号参照）。

関連性があるとなかろうと、いずれにしても、亡くなった方にとっては、最後の時を慣れ親しんだ居住の地でむかえる機会を奪われてしまったことは確かだ。

\* 参考資料

飯舘村が平成24年6月に報告した、「飯舘村民の避難生活実態及び帰村意向等に関するアンケート調査」の下記の質問の集計では、避難者全体（飯舘村）と仮設住宅入居者（群馬司法書士会）という調査対象者の違いはあるが、今回の群馬司法書士会の調査結果と並べてみると、多くの家族が別れて避難生活をしているという点で、同様の結果が示されている。家族が別れて住むことになった理由も、我々が後段で検証した結果と合致する。

設問：避難前に同居されていたご家族が何カ所に別れて避難していますか。（1つに○印）

・集計表

	全体	変わらない	2カ所に別れて避難	3カ所に別れて避難	4カ所以上に別れて避難	その他	無回答
件数	1788	602	719	314	90	15	48
%	100.0	33.7	40.2	17.6	5.0	0.8	2.7

設問：別れて住むことになった理由は何ですか。（○はいくつも）

・集計表

	全体	住居が狭いため	家族の仕事のことで	子供の学校のことで	家族の健康上のことで	放射能の影響を考慮して	その他	無回答
件数	1123	597	572	240	177	275	53	22
%	100.0	53.2	50.9	21.4	15.8	24.5	4.7	2.0

飯舘村民の避難生活実態及び帰村意向等に関するアンケート調査報告書（平成24年6月）より

## 2 仮設住宅は超高齢化社会

下表は、厚生労働省が昨年実施したアンケート調査から抜粋したものだ。この結果をみると、高齢者（65歳以上）の方がいる世帯は、65.5%となっている。

我々の調査結果である仮設住宅の現状、すなわち、「震災前の、多彩な家族構成から、震災後の1人あるいは2人家族が70%強を占める極端な少数家族へ激変し、そのほとんどは親

応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査  
(平成23年9月23日付) 抜粋

<世帯構成（複数回答あり）>

	福 島	
	回答数	割合
高齢者〔65歳以上〕の方がいる世帯	352	65.5%
障害者の方がいる世帯	97	18.1%
乳幼児がいる世帯	30	5.6%
中学生以下の子供がいる世帯	116	21.6%
上記以外の世帯	75	14.0%
調査対象世帯数	537	

世代と考えられる」という推測と併せて考えてみると、1～2人の世帯のほとんどは高齢者を含む家族が占めていることになる結論付けてもいいのではないだろうか。この推測は、仮設住宅を実際に巡回した我々の実感とも一致する。

ちなみに、後掲平成24年1月1日現在の福島県現住人口調査によると、福島県の65歳以上の人口は、全人口の25.3%、約4分の1である。

## 福島県現住人口調査 平成24年1月1日現在

	(再掲) 年齢3区分別人口							
	実数 (人)				割合 (%)			
	年少人口	生産年齢人口	老年人口		年少人口	生産年齢人口	老年人口	
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上
福島県	260,148	1,211,835	498,922	276,085	13.2	61.5	25.3	14.0
うち男	133,395	616,304	206,571	101,487	13.9	64.4	21.6	10.6
うち女	126,753	595,531	292,351	174,598	12.5	58.7	28.8	17.2

厚生労働省調査

### 3 家族分割の原因を探る

我々は、今回の仮設住宅の訪問で様々な方の声を聞いた。

「もっと広いところに移りたい。探しているがなかなか抽選に当たらない。」

「子供二人は、いわき市内の借上住宅に住んでいる。」

「息子夫婦は、同じ仮設の団地内で別々に入居している。自宅は6LDKの広さがあった。」

「息子夫婦と住んでいた。今は一人暮らし。」

「震災以前は、子供家族と一緒に暮らしていたが、今は一人暮らし。子供家族が休日に会いに来るのが今は楽しみ。」

「孫に会いたい」

現実には、我々の想像力を超え、過酷だ。応急仮設住宅の家族に何が起こったのだろうか。家族の分割が決定的に起こっていることは間違いない。

様々な原因が考えられる。応急仮設住宅の狭さという物理的要因が大きな原因のひとつであることは間違いない。しかし、それだけではない。以下では、考えられる原因や、これらの変化の底に横たわっている問題を探っていききたい。

#### (1) 応急仮設住宅の広さの問題

まず第一に、仮設住宅の居住スペースの問題を取り上げてみる。

応急仮設住宅とは、災害救助法に基づき、一時的な居住の安定を図る目的で建設される住居である。災害救助法に基づく災害救助基準（平成20年4月1日現在）に基づく住宅の広さの規格は、1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とし、実際の施工基準は、地方自治体が決定する。

福島県の応急仮設住宅は、以下の3タイプが供給されている。

供給タイプ：20㎡タイプ（1DK）

30㎡タイプ（2DK）

40㎡タイプ（2LDK、3K）（福島県HPより）

実際に建設された福島県における仮設住宅の3タイプ別の構成比は、以下の調査結果から、20㎡タイプ(1DK)が約10%、30㎡タイプ(2DK)が約70%、40㎡タイプ(2LDK、3K)が約20%と推測される。

自治体は、一戸当たりの人数を、20㎡タイプ(1DK)1人~2人、30㎡タイプ(2DK)2人~4人、40㎡タイプ(2LDK、3K)4人~6人と想定しているようだ。それ以上の大家族の場合は、2戸にわかれる場合もあるとしている(浪江町HP参照)。

しかし、実際問題として、3世代の大家族が仮設住宅に住むのは不可能に近い。狭すぎるのだ。やむを得ず、高齢の家族と若い世代の家族とに分かれて、それぞれが仮の居住先を選択している場合が多いと推定できる。

その結果、震災前5名以上の大家族は大きく減り、家族の最小単位である2名以内の家族は44世帯中35世帯と飛躍的に増えた。大家族は崩壊してしまったのだ。(後掲図参照)

震災前5名以上の家族の増減  
(変化があったと回答した44世帯中)

震災前5名以上の家族	調査時
27世帯 →	2世帯

震災前2名以内の家族の増減  
(変化があったと回答した44世帯中)

震災前2名以上の家族	調査時
2世帯 →	35世帯

応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査  
＜入居する応急仮設住宅の間取り＞

	福島	
	構成比	回答数
1DK	40	7.4%
2DK	338	62.9%
3K	102	19.0%
グループホーム型住宅 (福祉仮設住宅)	2	0.4%
その他	46	8.6%
無回答	9	0.0%
調査対象世帯数	537	

仮設住宅はあくまで緊急時の仮の住まいであるという法の位置づけからすればこうした家族の分離も一時的には仕方ないものと考えられているのだろう。しかし、今回の福島第一原発の事故は、そうした法の建前をはるかに超えた長期間の避難生活を人々に強いている。福島第一原発に近い地域の人々は、少なくとも5年は帰宅できない。「緊急時の仮の住まい」という前提と、「長期間そこで暮らさざるを得ない」という現実とは相反している。一日も早く今の居住環境は改善されなければならない。

## (2) 仕事の問題

次に、家族の分割の原因として考えられるのが仕事の問題だ。

被災地の多くは農村地帯にあり、肥沃な土地でその地独特の米や果実等の農産物を生産していた。今回の原子力災害により、農業を営んでいた方々は、そうした営みが全くできなくなってしまった。地元を基盤として事業を営んでいた商工業者の皆さんも同様だ。会社に勤務していた方は、事業所の撤退による配転を余儀なくされたり、職を失ったりしている。

しかし、災害があったからといって、人々は生活そのものを停止する訳にはいかない。あらゆる工夫をして生活を立てなおそうとしている。一時休止を余儀なくされた事業所は、早期の事業再開を、農業・商業を営んでいた方々は、現状の改善を望んでいる。

こうした状況は、人の流動化につながる。配転により勤務地が仮設住宅と遠く離れた方々は、勤務地の近くに居住地を移らざるをえないし、職を失った人々は仮設住宅から通える範囲内に就職先が見つからないのであれば、職を求めて各地に分散する。このように、配転や求職活動は、大家族の分割や単身赴任による家族の分割の原因となる。若い世代の家族では、夫が仕事先近くに住み、子育て中の妻は県内或いは県外に避難しているケースもかなり多いという。

「息子は職を失い、他県に住む二男宅に住み、職を探している。」

「息子の家族は、会社の都合で勤務地が変わったので、勤務地に近い借り上げ住宅で暮らしている。」

我々は、仮設住宅の訪問中、そうした入居者の声を度々聞いた。

そんな中、避難生活の長期化に伴い別居生活による弊害、夫婦間でのコミュニケーション不足によるお互いの意見衝突、などが顕在化しているという声もあった。それが、家族の分裂につながるとすれば、問題はより深刻さを増す。

### (3) 線量の問題

線量の問題は福島の家族の分割につながる要因の一つになっている。それは若い子供を持つ家庭により強く影響する。

故郷に帰って生活がしたい—元の暮らしにもどりたい—というのは、避難者すべてが心の底にもつ感情である。そして、今、巷では除洗神話が横行し、同時に除洗に対する懐疑的な見方も流布されている。「帰れるのではないか」という希望が避難者の心を捉えるものの、子供達への健康被害があってはならないと、子を持つ親は考える。除洗さえすれば帰れるのか、あるいは放射能の心配のない場所に移住すべきなのか、不確かな状況は、避難者に強いストレスを与え、将来の生活設計の判断に迫られた避難者を一層苦しめている。

被曝の問題は、個々人により考え方の違いがある問題だ。線量に対する認識の違いは、夫婦間の意見対立に繋がる。出ていくか、戻るかという意見の違いはそれに伴う心のすれ違いや、家庭内不和、或いは別居を生む。そして、狭い仮設住宅の中での子育て、あるいは夫の不在による孤独な子育て、そんな中、子供への虐待が増えているという。線量問題は家族の分割ひいては崩壊にもつながる問題でもある。

健康被害に対する恐れは、避難先である仮に居住する地の選択にも大きな影響を与えている。居住先の選択基準の一つに放射線量の多寡をあげる避難者の方々も多い。

福島県の仮設入居者に高齢者が多いのは、比較的若い世代の家族が被曝を恐れて他県の仮設住宅あるいは借上住宅を選択し、比較的高齢の世代が元の居住地に近い福島県を選択した結果であるかもしれない。

「子供が小さいから戻れない。」

「線量が仮に低くなくても、子供が小さいので戻れない。」

被曝という見えない恐怖は、人々の心のなかで黒雲のように広がり、ふるさとに帰ることを躊躇させている。

## 4 これからの課題

### (1) 地域コミュニティの維持という意味

今回の調査結果から、地域コミュニティを形成する基礎的な単位である家族が分割されてしまったという事実が明らかになった。

住み続けてきた土地に住みたい、避難する場合も親しい人達と一緒に住みたい、というのが居住の基本的欲求だろう。これを根拠にかつての地域コミュニティを維持しなければならないと叫ばれ続けている。しかし、家族さえバラバラに暮らさざるをえない現実を見据えると、単に地域の住民が集まって一緒に生活すれば、地域コミュニティが維持されるという単純な考えから、現状にあった複合的な見方へと発想を転換する必要があるのかもしれない。逆に、家族が別れて暮らしているからこそ、入居者同士の交流が重要性を増すともいえる。

コミュニティが比較的うまく運営されている仮設住宅として、我々も訪問したことのある大玉村の仮設住宅がある。大玉村では、高齢のお年寄りために、安否確認の黄色い旗や見回りなど、独自の活動が行われている。親しく話していた自治会の方に震災前の交際を伺うと、意外なことに、親しく付き合っていた方は少ないという。仮設に入居してからの付き合いが深くなったそうだ。

県外避難されている方にこんな話を聞いた。

「私達はバラバラに住まわされ寂しい思いをしています。しかし、今の地に長くいると周りの人は親切にしてくれるし、買い物に行く商店の人とは顔なじみになりました。子供たちは学校にも慣れ、親しい友達も出来る。遠くの親戚より、近くの他人の心境になりますね。」

古里に対する郷愁は強く持ちつつも、「ふるさとは遠きにありて思うもの、そして悲しくうたうもの」といった心境になることも十分うなずける。この例に学べば、地域コミュニティは維持される対象というよりは再構築される対象と考えたほうがいいのかもかもしれない。

### (2) 家族再生への課題

地域コミュニティは再構築の可能性はあるかもしれないが、家族の再生はより難しい問題をはらんでいる。家族の構成員ひとりひとりが、替えのきかない存在であるからである。その家族が、今まで見たようにいくつかの原因により分割されてしまっている。簡単に再生されるものではない。

本稿では家族が分割された原因として、3つの要因を考えた。①仮設住宅の狭さ、②仕事の問題、そして③線量の問題、である。避難者家族を再生するためには上記3つの問題を解決する必要があるといえるが、どれひとつ個々の努力で解決できる類の問題ではない。政府や自治体が、こういった問題が存在することを意識して解決に向けて努力することが必要である。

比較的手をつけやすいものと言え、仮設住宅の見直しであろう。先に触れたように、仮設住宅は短期の居住を目論んで作られているが、原発事故による避難者の居住に関しては長期にわたることが予想される。大型の仮設住宅に対する避難者の需要は間違いなく存在す

るし、老人の単身あるいは二人だけの所帯が多いことは老人介護の面から見ても問題があるのだから、5～6名でも暮らせる大型の仮設住宅をより多く用意する必要があると思われる。空いている仮設住宅もあるのだから、既存の仮設住宅を改造するなどの方法で対処はできないだろうか。行政の工夫を望みたい。

線量の問題に関しては本当に難しい。どこまでならば大丈夫ということは一切言えない。線量に対して、人体への影響を小さく捉える人達と、大きく捉える人達がいて様々な情報が両派からばらまかされている。私も含めほとんどの人間は放射能について専門的な知見や確信的な意見はほとんど無いに等しいのだから、より信頼できそうな意見や、都合の良い意見に従い、自分を納得させているのが現状ではないだろうか。

しかし、少なくとも我々はチェルノブイリ級かまたはそれ以上の原発事故に遭遇したのである。線量にまつわる健康被害や居住環境の問題に関しては、少なくとも、公明正大な形で議論していくべきではあるまいか。最近も時に線量や健康被害などに関し、時々大変気になる記事が新聞などに掲載されることがある。しかし、それらはほとんど単発の記事で事実を伝えるのみで、一般の人がその問題点を理解するように報じられているとは言い難い。マスコミでこの問題を取り扱うのは、非常にデリケートな側面があり、扱いが難しいというのは理解できるが、最近線量の問題に関するマスコミの態度はあまりに消極的過ぎないかと疑問に思う。

健康被害が起こってからでは遅い。福島の人達をモルモットにしてはならない。そんな当たり前のことに、果たしてこの国は、我々は、しっかり正対しているのだろうか。

## 5 結びにかえて

本稿の見出しに「孤」という文字を掲げた。「孤」という文字に、我々は2つの意味を込めた。一つには「孤立」という言葉が表象する、単身または2名だけの所帯が、周りからの援助が受けられずにいる頼りなく寄り添えない様子である。そして、もう一つの孤は「孤独感」。当たり前にそこにいた家族が突然身の回りから消えた事実が、仮設に住む人達に深い寂しさと空しさを与えているであろうこと、である。どちらの「孤」も重い問題を含んでいる。

74パーセントもの高率で1所帯の家族数が1～2名であること。これは正に「孤立」しかねない人達が、仮設住宅に数多く存在することをはっきりと表している。また、震災前には5名以上の大家族で暮らしていた人達が50%もの割合で存在していたのにもかかわらず、震災後5名以上の大家族で暮らしている人はわずか7%に過ぎないこと。多くの人達が強い「孤独感」「喪失感」を味わっていると思われる。「震災前と震災後の家族の人数についてアンケートをとる。」というだけの単純な作業で、出てきた数値の「あからさま」ともいえるべき結果に、我々は驚かざるを得なかった。

調査対象の数が少ないため、本稿の立論が敷衍・推論の積み重ねに過ぎないとの批判は免れないかも知れない。しかし、この調査で出てきた数字は、我々が訪問を重ねた仮設住宅での実感とぴったりと合致する。少なくとも的を外れの数字ではない。孤立に、孤独感に苦しむ人々が仮設住宅に数多く存在するというのは、ほぼ、間違いない。

我々に完全な処方箋を書く力はない。しかし、すぐにでも進めるべきは身近な地域のコミュニティの再構築ではないか。言い換えれば仮設住宅内での人の交わりを緊密にしていくことが、最もこの問題に対する即効性のある解決法かもしれない。そのほかにも、住宅の問題や仕事の問題などは行政の活動如何によっては状況が変わってくる可能性もある。対処の方法がないわけではない。

「絆」という言葉が震災以来流行語となった。耳にのみ心地よいこの言葉は、すでにその輝きを失っているかに見える。しかし、今まで見てきた「孤」の問題を解決できるのは、やはり「絆」の力かもしれない。それは、仮設住宅のなかで培う「絆」である。与えられる「絆」ではなく、作っていく「絆」なのだ。大玉村の仮設住宅のような生き生きとした地域コミュニティが、数多くの仮設住宅に芽吹き、成長していくことを期待して結びとしたい。

(いしかわてつお、しまださだお、みやざわひとし)

参考

変化があった家族の内訳

震災前	現在	世帯数	震災前	現在	世帯数
8名→	2名	2世帯	5名→	3名	1世帯
8名→	3名	1世帯	4名→	1名	2世帯
7名→	2名	3世帯	4名→	2名	2世帯
7名→	3名	1世帯	4名→	5名	1世帯
6名→	1名	2世帯	3名→	1名	1世帯
6名→	2名	10世帯	3名→	2名	6世帯
6名→	3名	1世帯	3名→	5名	1世帯
6名→	4名	1世帯	2名→	1名	2世帯
5名→	1名	4世帯	不明		2世帯
5名→	2名	1世帯	計		44世帯

※ 次号の特集予告 ※

今年5月19日に郡山市で「原発避難者の集い in 郡山」を開催した。避難先は様々で初めて顔を合わせる方々がほとんど。集い終了後に顔見知りになった人同士が連れだって会場を後にした姿が印象的だった。

郡山と同様の趣旨で開かれる「原発避難者の集い in 本宮」は、はたして？ 集いで聞こえてきた声を中心にお伝えします。

次号では

『原発避難者の集い in 本宮』

を特集いたします。

## 県内避難者の集い

# 支援者が相談にのるミニ相談会が 会場の随所で開かれる

先月23日(木)高崎市役所会議室を会場として「県内避難者の集い」が開催された。7月10日(火)にも同様の会が開かれている。今回は高崎市に限らず、富岡市、安中市に避難されている方にも参加していただこうと、各市の関係者が出席していた。冒頭、NPO法人じゃんけんぽんの井上理事長は「8月現在、県内避難者の数は約1800名、約350家族に上る。「集い」の動きを群馬県全域に広めていきたい。また、集いの会に出てこれない孤立している方々のところに出向き、ニーズを聴き専門家につなげるといった地道な活動をしていければと思っている」と語った。



参加した避難者は6名、やはり平日の開催と言うこともあり子供のいる家庭、仕事の都合などで不参加の方々もおられた。今後は、休日の開催、子供と一緒に参加できるようにキッズコーナーを設けるような事も考えるという。

「集い」開始当初は避難者同士での会話を支援者が見守るという、以前と同じ状態で進んでいた。しかし、司法書士が会話に加わり、話は原発賠償問題と広がる。やはり多くの皆さんの関心事である。「福島に行かなければならぬ事が沢山あります。2人で行けば1回5万



円はかかります。かなりの負担です。東電に請求できないでしょうか。」「原発により避難をし、それで必要があり移動しなければならない時の費用は損害の費用に入ると思います。」

「原発事故に起因する様々な問題に対し司法書士は無料相談体制を取っており、手続きに関しても無料でお手伝いしております。」



す。」と出席者に訴えていた。また、避難先である群馬県からも「中央キャリアネット」のキャリアコンサルタントが出席、「群馬県労働政策課から依頼を受け、県内に避難されている方の就職支援をさせていただいています。すでに、我々に相談されて群馬県で生計を立てていらっしゃる方もいます。」と語りかけていた。

これを切っ掛けに、自然発生的に相談会が会場の随所で開かれた。

「集い」は毎月定期的に高崎市で開かれている。そのため、どうしても高崎市に避難されて

いる方々が参加者の中心になってしまう。今回は周辺に参加者を求め安中市、富岡市の関



原発事故賠償請求の相談を受ける司法書士

す。」

避難元の福島県からは「ふくしま就職応援センター」のジョブプランナーが出席していた。

「福島に戻ることをお考えの方にとって生活基盤である仕事が決まらなければ、なかなか福島に戻ることが難しいと思います。そのため、避難元の情報等の提供ができればと考えていま



NPO法人ハートフルの代表に相談をする御夫婦

係者が集まった。これからは前橋市と合同でやっていく予定もある。「広がり」の第一歩と言っていいだろう。また、今回の特徴として、様々な支援者が集まっている中で自然発生的に相談会が開かれたことだ。支援者の紹介で支援内容を知った参加者は自ら話しかけ相談をする光景が会場の随所で見られたことが印象的だった。

(しまださだお)

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年8月）		
日付	種別	時間
2012/8/01（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/02（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/03（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/06（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/07（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/08（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/09（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/10（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/13（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/14（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/15（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/16（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/17（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/20（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/21（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/22（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/23（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/24（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/27（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/28（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/29（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/30（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/8/31（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所	13：00～

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時**

## <ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

## 群馬県内に避難されている皆様へ 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。  
原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に  
応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談  
員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所  
は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用  
は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

**027-224-7763**